

特定毒物研究者 変更届

次の事項を変更した場合、30日以内に届出が必要です。

* 許可区域を異にして主たる研究所の所在地を変更する場合、新しい所在地の都道府県又は指定都市に届出が必要です。熊本市以外の所在地へ変更する場合は、新しい所在地の都道府県または指定都市に必要な書類等についてお問い合わせください。熊本市内へ変更する場合は、②～⑦について届出てください。

届書	別記第11号様式の(1) (毒物及び劇物取締法施行規則第11条関係)
提出時期・部数	変更した日から30日以内、1部
手数料	不要
変更内容	
届出事項	添付書類等
①氏名	戸籍謄(抄)本 または 戸籍記載事項証明書
②住所	
③主たる研究所の名称	なし
④主たる研究所の所在地	貯蔵設備の概要図 研究所の平面図 周辺見取り図
⑤特定毒物を必要とする研究事項	研究事項がわかるもの
⑥特定毒物の品目	変更後の特定毒物の品目表
⑦主たる研究所の設備の重要な部分	変更内容がよくわかる図面
届出時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。 ・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kumamoto.jp/ 熊本市ホームページ>申請書ダウンロード>絞り込み検索(「特定毒物研究者」を入力)